

# 1. 経済・生活面の支援

## (1) 給付金・支援金・商品券

### ひとり親世帯等へ臨時特別給付金を給付します



市民生活部子育て支援課  
☎22-2360

#### ◆ひとり親世帯等への臨時特別給付金とは

下記の「対象となる方」に、児童数に応じて給付するものです。

#### ◆対象となる方は

令和2年5月分の児童扶養手当の受給者

#### ◆給付金額

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 児童1人の場合    | 3万円 |
| (2) 児童2人以上の加算額 |     |
| ・ 2人目          | 2万円 |
| ・ 3人目以降1人につき   | 1万円 |

#### ◆申請方法と給付日は

申請は不要。6月17日に児童扶養手当登録口座へ振り込みを予定しています。

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

### 準要保護児童生徒支援金を支給します



教育部学校教育課  
☎42-3512

#### ◆準要保護児童生徒支援金とは

下記の「対象となる方」に、支給するものです。

#### ◆対象となる方は

次の(1)か(2)のいずれかに該当する方。  
ただし「ひとり親世帯等への臨時特別給付金」の給付対象者を除きます。

- (1) 令和2年4月1日から5月29日までの間に準要保護の申請を行い、認定を受けた児童生徒の保護者
- (2) 東日本大震災に伴う準要保護世帯の保護者(令和2年7月31日までに申請を行い認定を受けた保護者)

#### ◆支給金額

児童生徒1人につき 2万円

#### ◆申請方法

対象となる方に、別途通知します。

※支援金は非課税のため申告の必要はありません。

### 商店等応援商品券を配布します



商工観光部田園観光課  
☎22-1151

#### ◆商店等応援商品券とは

下記の「対象となる方」に、市内の商店等で使用できる商品券を1世帯につき5千円配布するものです。

※商品券は、500円券10枚つづりとし、うち5枚分(2,500円)を飲食店専用券とします。

#### ◆対象となる方は

基準日(令和2年7月1日)において、住民基本台帳に記録されている世帯

#### ◆配布方法は

令和2年7月中旬から各世帯に郵送を開始します。

※申請等の必要はありません。

#### ◆使用期限 令和2年10月31日まで

#### ◆使用方法

市内の参加店舗で商品券を提出して、飲食やお買い物、サービスに使用できます。

※参加店舗は、商品券の配布に併せ一覧を同封します。  
また、参加店舗は、市の公式ウェブサイトですべて更新予定です。